

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

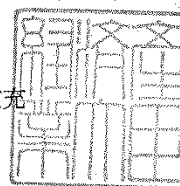
環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、経済産業大臣に対し、環境保全の見地から意見を求めた。それに対する経済産業大臣の意見（平成26年2月24日）は、次に示すとおりである。

経済産業省

20131218商第46号
平成26年2月24日

くにうみウインド1号合同会社
職務執行者 山崎 養世 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



くにうみウインド1号合同会社「(仮称) 中里風力発電所計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成25年12月18日付けで届出のあった(仮称)中里風力発電所計画段階環境配慮書について、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

方法書で示す対象事業実施区域の検討に当たっては、鳥類の専門家の意見を聴取し、鳥類への影響に配慮すること。

5.1.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は、表5-1-1に示すとおりである。

表5-1-1 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
方法書で示す対象事業実施区域の検討に当たっては、鳥類の専門家の意見を聴取し、鳥類への影響に配慮すること。	対象事業実施区域の設定及び調査手法の検討にあたり、鳥類について地元の専門家等へヒアリングを実施しました。 なお、その結果は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。